様式第13（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年　　月　　日現在

サービスの種類　ＢＷＡアクセスサービス

事業者名

都　道　府　県	契　　約　　数
合　　計	
参　考　事　項	

注１　契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

２　一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。

４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注３後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。

５　自ら提供するＢＷＡアクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供するＢＷＡアクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。

６　通信モジュールにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

７　定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

８　注４から注７までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

９　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

10　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

11　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第十六第一表から第三表までの規定中「インターフェース」を「インターフェースの種別」に改め、同様式第四表中「インターフェース」を「インターフェースの種別」に改め、同表の注に次のように加える。

12　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第十六第五表の注に次のように加える。

10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第十七第二表の注８を削り、同表の注に次のように加える。

８　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

９　記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。

10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第十七第三表の注に次のように加える。

９　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第二十二の注２を同様式注３とし、同様式の注１中「「都道府県」の欄は、必要に応じ、」を「記載する都道府県の数に応じ、項を」に改め、同注１を同様式の注２とし、同注２の前に次のように加える。

注１　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

様式第二十四の注に次のように加える。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十五年四月一日以降である報告から適用する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）第一条第二項第十二号に規定するＰＨＳ端末インターネット接続サービス又は同項第十三号に規定する三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスに係る改正前の電気通信事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十一号に規定するインターネット接続サービスに係るこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。

３　この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十二号に規定する携帯電話・ＰＨＳパケット通信アクセスサービス又は同項第十四号に規定する三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十一号に規定するＰＨＳアクセスサービスに係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。

４　この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十四号に規定する三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。

５　この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第五号に規定する衛星アクセスサービスを提供している者は、新施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

６　この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスを提供している者（附則第三項に規定する者を除く。）又は同条第二項第十二号に規定する三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供している者（附則第四項に規定する者を除く。）は、新施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。